令和9年度大竹市放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が仕事や家庭の事情のため、放課後に児童の生活指導が難しい家庭の小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供することで児童の健全育成を図ることを目的に開設しています。

対象児童

市内の小学生で、保護者が次のいずれかに該当する児童

- 昼間、仕事のため家庭以外等で働いている。
- 昼間、家庭で家事以外の仕事をもっている。
- 保護者が出産の前後または病気などの場合
- 家庭の事情等により児童の生活指導が難しい場合
- その他、特別な事情がある方

※前年度以前の利用料に滞納がある方は、利用が許可されないことがあります。

募集定員

児童クラブ名	定員
あすなろ児童クラブ　（玖波小学校内）	５０人
みどり児童クラブ　（小方小学校内）	１１０人
ひかり児童クラブ　（大竹小学校内）	１３０人

※施設や支援員の確保の状況により、利用希望のすべての児童を受けられない可能性があります。
申込多数の場合は、低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童を最優先にしますので、利用できないことがあります。あらかじめご了承ください。

利用期間

年間利用（４月から３月までの学校開校日及び学校の代休日と長期休暇）
※日曜日・祝日、８月１４日～１６日及び１２月２９日～１月３日は休会です。
※夏休みのみの利用申込の受付は６月に予定しています。春・冬休みのみの募集はしていません。
※災害・警報等で休会する場合があります。

申込期間

１２月１日（火）～１２月２８日（月） ９時～１７時１５分
※書類確認等をすることがあるため、必ず日中連絡のとれる電話番号を「利用申込書」にご記入ください。
（利用申込書類は、総合市民会館、総務学事課、こども家庭課、玖波支所、栄公民館、アゼリアおおたけ、あすなろ（玖波小）・みどり（小方小）・ひかり（大竹小）の各児童クラブにあります。）
※必要書類の提出が遅れる場合は、「申立書」（「4. その他」）に記入のうえ前もって生涯学習課にご相談ください。
※年度途中（夏休み利用は除く）の利用申込書は随時受付します。（但し、利用状況により利用できない場合があります。）

提　出　方　法

１．電子申請

こちらから↓

※　利用申込の電子申請をする方は、在職証明書や申立書、診断書等を準備してから申請してください。申請で在職証明書や申立書、診断書等のファイルを添付していただく箇所があります。
※　添付ファイルはPDFデータもしくは、証明書全文が撮影された写真（文字・印影が鮮明なもの）に限ります。
※　必要書類の提出が遅れる場合は、「申立書」（「4.その他」）に記入のうえ添付してください。

２．申請書（紙媒体）

電子申請、郵送又は、生涯学習課（総合市民会館内）に、「利用申込書」と「在職証明書（又は申立書）」などの必要書類を添えて提出してください。

※郵送先：〒739-0605 大竹市立戸１丁目６－１
生涯学習課社会教育係（児童クラブ申込書類 在中）
ＴＥＬ　２８－５６８０　　ＦＡＸ　５３－５８０１

募集の基本方針

施設や支援員の確保の状況により、利用希望のすべての児童を受けられない可能性があります。そのため、低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童を最優先にしたうえで、緊急度の高いと考えられる児童から受け入れる方針です。

保護者負担金

放課後児童クラブを利用される児童の保護者は、以下のご負担をお願いします。
●月額利用料…**４ページ「利用区分表」**により決定します。
●傷害保険料…年額２５０円（半額負担）
●おやつ代…平日利用：月１，５００円、土曜日利用：月１，８００円

留　意　事　項

- 書類審査により決定し、３月上旬～中旬に通知します。
（個別面談により利用の可否を決定する場合もあります。）
- 利用申込書提出後に申し込みをキャンセルする場合も、原則として傷害保険料（年額２５０円）が発生します。

児童クラブの利用について（お願い）

利用時間について	利用時間内での利用のご協力をお願いします。 ※利用時間を変更する場合は、電子申請又は「利用区分変更申請書」を児童クラブ又は生涯学習課に提出してください。
住所・勤務先等の変更について	・利用申し込み時から住所・勤務先等の変更があった場合は、必ず電子申請又は「利用申請内容変更届」を提出してください。 ・勤務先の変更又は雇用期間の継続については、「在職証明書」を再度提出してください。 ・家庭連絡簿の緊急連絡先の変更も緊急時にすぐ連絡できるように、必ず児童クラブ又は生涯学習課へお知らせください。
辞退について	仕事を辞めた場合は、電子申請または「辞退届」を必ず提出してください。 ※求職の場合は、１ケ月間の利用ができます。

※各種届出の電子申請は、市ホームページ「大竹市放課後児童クラブ各種届出書」に掲載しています。
※上記変更等の各種書類は、生涯学習課と児童クラブに置いています。

記入要領

〇利用申込書　　**太枠内を黒色のペン又はボールペンで、必ず保護者が記入してください。**

申請者欄	住所欄：アパートなどにお住まいの場合は、部屋番号まで必ず記入してください。 電話番号欄：必ず**日中連絡のとれる番号**を記入してください。
利用希望区分欄	**４ページ「利用区分表」**を参照し、決めてください。 **早朝利用の有無**を必ず記入してください。

〇在職証明書　**保護者（保護者とは、児童福祉法第第６条に規定する保護者をいう。）について、提出してください。**

就労の場合	在職証明書を提出してください。兄弟（姉妹）で申し込みの場合は、兄弟（姉妹）で１部あれば大丈夫です。 **雇用期間に定めがある場合は、利用希望期間の終期までの証明が必要となります。終期までの在職証明書の提出をしてください。** **※原則低学年は 15 時以降，高学年は 16 時以降の在職証明が必要です。** ※学生の場合は、学生証のコピーを提出してください。
母親の出産などの場合	在職証明書又は申立書を提出してください。 ※病院が発行している名前と出産予定日が記入されたものを添付してください。 出産予定日の５６日前から出産日から５６日目にあたる月まで利用できます。
自営業、病気、看護（介護）、その他の場合	申立書を提出してください。 ※病気の場合は、医師の診断書を添付してください。 ※求職の場合は、１ケ月間の利用ができます。 ※農業の場合は、耕作物などもご記入し、耕作面積の証明書等を添付してください。

利用区分表

利用区分		利用時間	月額利用料
①	月曜日～金曜日	下校時又は８時３０分～１８時	３，０００円
②	月曜日～金曜日 ＋延長利用	下校時又は８時３０分～１８時３０分	３，５００円
③	月曜日～土曜日	月～金　下校時又は８時３０分～１８時 土曜日　８時～１８時	３，５００円
④	月曜日～土曜日 ＋延長利用	月～金　下校時又は８時３０分～１８時３０分 土曜日　８時～１８時	４，０００円
＋	早朝利用（学校の代休日と長期休暇の８時～８時３０分） ※　学校行事等の代休日に早朝利用を希望する方は、通常の利用区分に関わらず、別途「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」が必要になります。（別途お知らせします。）		上記利用料に５００円追加 ・長期休暇月 ・長期休暇月以外の月（「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」の提出者のみ。）

※　集団下会（３月から１０月までは１７時、１１月から２月までは１６時３０分）以降の利用は、お迎えが必要です。土曜日は保護者の送迎が必要です。

※　新１年生は、入学式までは保護者の送迎が必要です。

※　利用区分は、月単位で変更可能です。

※　利用料の日割り計算はしておりません。月の途中で区分を変更される場合は、利用料が高い方の１ヶ月分の利用料を納めていただくようになります。

※　辞退・減免・利用区分変更などの申請は前の月までに申請してください。

減免制度について

就学援助と児童クラブの減免は別になりますので、電子申請又は「大竹市放課後児童クラブ利用料減免申請書」に必要事項を記入し、**生涯学習課**へ提出してください。減免対象は以下のとおりです。

←電子申請はこちらから

減　免　の　事　由	減免の率
（１）生活保護法の規定による保護を受けている方 準要保護（就学援助費の支給を受ける）と認められる方 **※学校の就学援助申請も必ず行ってください。**	全額免除
（２）災害、病気等やむをえない理由により、 利用料を納付することが困難であると認められた方	全額免除または半額免除
（３）２人以上の児童を利用させる方 ⇒「減免申請書」の提出は不要ですが、 「利用申込書」の兄弟（姉妹）利用欄にご記入ください。	２人目より半額免除 （年上の児童が対象）

※（１）の認定の手続きは別途必要となります。